

動物の愛護及び管理に関する法律について

1 動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動愛法」という）改正
平成24年9月5日公布（法律第79号）、平成25年9月1日施行

2 主な改正内容

動物取扱業の適正化、終生飼養の明文化、罰則の強化等

3 動物取扱業の業種追加について

動愛法改正に伴い、ペット火葬業及び埋葬業を動物取扱業の業種に追加し、規制しようとする動きがあったが、「中央環境審議会動物愛護部会 動物愛護管理のあり方検討小委員会」等の意見を踏まえ、新たな業種として追加されなかった。

動物愛護管理のあり方検討報告書（抜粋）

中央環境審議会動物愛護部会
動物愛護管理のあり方検討小委員会（第25回）
平成23年12月21日（水）

（8）動物取扱業の業種追加の検討

下記の①～⑤について新たな追加業種の候補として考えられる。しかしながら、これらを追加した場合、現状の自治体による登録や監視体制等について実効性が低下する可能性もあり、検討に当たってはこれに十分配慮する必要がある。

また、業態によっては、実態把握を目的とした届出制の対象とするような業種区分の導入が必要との意見もあった。

① 動物の死体火葬・埋葬業者

動物愛護管理法第2条で「動物が命あるものであることにかんがみ」となっていることや動物の福祉の推進という観点から、専ら死亡した動物を取り扱う業を動物取扱業に含めることは、法律の目的にそぐわないと考える。

また、現在でも、地域の実情に応じて条例によって生活環境の保全や土地利用の観点から指導監督を行っている自治体もあることから、新たに業種として追加する必要性はないとの意見が強かった。

一方で、法第1条で生命尊重等の情操の涵養に資することが目的とされていることから、動物の葬送についても業種に含むべきとの意見もある。

②～⑤ 省略